

平成23年度改正

日本看護連盟規約
並びに細則

日本看護連盟

日本看護連盟規約

第 1 章 総 則

名 称

第 1 条 本組織は、日本看護連盟と称する。

事 務 所

第 2 条 日本看護連盟は、事務所を東京都渋谷区神宮前 5 丁目 8 番 2 号、日本看護協会ビル内に置く。

目 的

第 3 条 日本看護連盟は、公益社団法人日本看護協会の目的達成に必要な政治活動を行い、あわせて国民の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする。

活 動

第 4 条 日本看護連盟の目的達成のため必要な活動を行う。
看護職の政治力強化に関する活動。
看護職組織代表の国政進出と支援に関する活動。
連盟組織強化拡大に関する活動。
連盟の広報に関する活動。
都道府県看護連盟、都道府県看護連盟支部との連携に関する活動。
その他連盟の目的を達成するために必要な活動。

第 2 章 会 員

種 別

- 第 5 条 日本看護連盟会員は、正会員・特別会員・名誉会員・学生会員・賛助会員とする。
- 2 正会員は、公益社団法人日本看護協会会員である者。
 - 3 特別会員は、正会員の経歴を有し、未就業で、公益社団法人日本看護協会会員でない者。
 - 4 名誉会員は、看護連盟活動に顕著な功績のあった正会員・特別会員の中から、別に定める規定に基づき、都道府県看護連盟役員会、日本看護連盟役員会の議を経て総会で承認を受けた者。
 - 5 学生会員は、看護師又は准看護師の資格を得るために就学している看護学生で日本看護連盟の主旨に賛同する者。
 - 6 賛助会員は、日本看護連盟の主旨に賛同する者で、都道府県看護連盟役員会の推薦を受けた者。

入 会

- 第 6 条 正会員・特別会員・学生会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書により日本看護連盟会長に申し込まなければならない。
- 2 賛助会員として入会しようとする者は、日本看護連盟の主旨に賛同する者で、別に定める入会申込書により都道府県看護連盟会長に申し込まなければならない。

会 費

第7条 正会員・特別会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 名誉会員は、会費を免除する。

3 学生会員の会費は、無料とする。

4 賛助会員の会費は、各都道府県看護連盟で定め、納入された会費は都道府県看護連盟の収入とする。

退 会

第8条 正会員・特別会員・名誉会員・学生会員は、別に定める退会届を日本看護連盟会長に提出し、任意に退会することができる。

2 賛助会員は、都道府県看護連盟会長が別に定める退会届を都道府県看護連盟会長に提出し、任意に退会することができる。

除 名

第9条 会員にして次の行為をなしたるものは都道府県連盟会長会の議を経て除名することができる。但し本人に弁明の機会が与えられる。

規約および決議に違反したとき。

日本看護連盟の名誉を汚したとき。

第 3 章 役 員

第10条 日本看護連盟に次の役員を置く。

会 長 1 人

副 会 長	2 人以内
幹 事 長	1 人
常 任 幹 事	2 人
幹 事	若 干 名
監 事	2 人

第11条 役員は、日本看護連盟の正会員の中から選ぶ。

- 2 役員は、役員会が推薦し、日本看護連盟総会において決定する。

任 期

第12条 役員（監事を除く）の任期は、3年を1期とし、選任された通常総会の終了の翌月1日から始まり、3年後の通常総会終了月末日までとする。ただし同一職に引き続き就任する場合は9年目の通常総会の終了月末日を越えて就任することはできない。

- 2 監事の任期は、3年を1期とし、選任された通常総会の終了の翌月1日から始まり、3年後の通常総会終了月末日までとする。ただし同一職に引き続き就任する場合は6年目の通常総会の終了月末日を越えて就任することはできない。

職 務

第13条 会長は、日本看護連盟を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは職務を代行する。
- 3 幹事長は常勤とし、日本看護連盟の常務を統括する。
- 4 常任幹事は常勤とし、日本看護連盟の常務を担当する。

5 幹事は、それぞれ日本看護連盟の業務を分担し処理する。

財政に関すること
組織に関すること
政策に関すること
広報に関すること
都道府県看護連盟に関すること

6 監事は、会務の執行状況および会計を監査する。

顧問

第14条 日本看護連盟は、顧問を置くことができる。

報酬

第15条 役員は幹事長及び常任幹事を除き無給とする。ただし会長が会務に専任する場合は有給とすることができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

第 4 章 総 会

種 別

第16条 日本看護連盟総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

構 成

第17条 総会は、正会員・特別会員をもって構成する。

機 能

第18条 総会は、日本看護連盟の運営に関する事項を議決する。次にあげる事項は総会の決を経なければならない。

規約改正に関する事項
決算の承認に関する事項
予算に関する事項
役員を選任に関する事項
役員会で総会の議決を要すると定めた事項
その他必要事項

開 催

第19条 通常総会は、毎年1回会長が招集する。

- 2 臨時総会は、次の項に該当する場合に開催する。
都道府県看護連盟会長が必要と認めるとき
都道府県看護連盟会長の3分の2以上、または会員
の3分の2以上が会議の目的を記載した書面により招
集の請求があったとき

招 集

第20条 通常総会の招集および会議の日時、場所、目的及び審
議事項を30日前までに公表し会員に通知する。

議 長

第21条 総会に議長団を置く。

- 2 議長団は2人とし、総会前の都道府県看護連盟会長会
において正会員の中から選出し、総会において承認を受
ける。
- 3 議長団は、互選により議長を定め、議長交替は予め議
長団の協議により定める。
- 4 議長は総会の秩序を保持し、議事を整理して運営と進
行に責任を持つ。

定 足 数

第22条 総会は、役員のうち5名、第24条の代議員の3分の2以上の出席をもって成立する。

議 決

第23条 総会における議決は代議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

代 議 員

第24条 代議員は毎年都道府県看護連盟において正会員・特別会員の中からこれを選出する。

2 代議員は総会に出席し、議決権を行使する。

3 代議員は都道府県看護連盟に毎年2月20日までに会費を前納した正会員及び特別会員200名につき1名、端数100名を超えるときは1名の割合をもってこれを定める。

4 総会に出席できない代議員がある場合には、都道府県看護連盟会長はこれを委嘱補充することができる。

第 5 章 都道府県看護連盟会長会・役員会・ブロック協議会並びに委員会

都道府県看護連盟会長会

第25条 都道府県看護連盟会長会は、総会に次ぐ議決機関とし、日本看護連盟会長が招集し、議長となる。

2 都道府県看護連盟会長会は、日本看護連盟役員、都道府県看護連盟会長の各々半数以上の出席がなければ成立しない。

3 都道府県看護連盟会長会における議決は出席都道府県看護連盟会長の過半数によって行い、可否同数のときは議長がこれを決する。

4 都道府県看護連盟会長が出席できない場合は、都道府県看護連盟役員の中から代理出席を認める。

役員会

第26条 役員会は、会長が招集し議長となる。

ブロック協議会

第27条 次に定めるブロックに協議会をおき、ブロックにおける諸問題について協議する。

北海道・東北ブロック 関東・甲信越ブロック

東海・北陸ブロック 近畿ブロック

中国・四国ブロック 九州ブロック

委員会

第28条 日本看護連盟は、必要に応じ委員会を置くことができる。

2 委員は会長が推薦し役員会で選出する。

3 委員長は委員の互選による。

4 委員の任期は委員会の任務終了時までとする。

第6章 事務局

第29条 日本看護連盟の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局には所要の職員を置く。

3 職員は会長が任免する。

第 7 章 都道府県看護連盟

名 称

第30条 日本看護連盟は、各都道府県に（都道府県）看護連盟を置く。

規 約

第31条 都道府県看護連盟規約は都道府県看護連盟において定め、日本看護連盟会長の承認を得なければならない。

第 8 章 都道府県看護連盟支部

名 称

第32条 都道府県看護連盟に支部を置き、都道府県看護連盟支部と称する。

支部規約

第33条 支部規約は都道府県看護連盟支部において定め、都道府県看護連盟会長および日本看護連盟会長の承認を受けなければならない。

第 9 章 会計及び会計年度

第34条 日本看護連盟は、正会員・特別会員の会費及び寄附金その他の収入により運営し、会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

第35条 政治資金規正法届出会計責任者は、会長がこれを指定する。

第 10 章 扶 助

第36条 正会員・特別会員が日本看護連盟の機関決定指示に基づく組織活動の遂行中またはその遂行によって死亡、負傷、罹病その他すべての不利益処分などの事項が発生したときは、細則の定めるところにより日本看護連盟において補償する。

第 11 章 雑 則

第37条 この規約により会務を執行するために必要な項目は役員会の議決を経て、細則で会長がこれを定める。

附 則

第 1 条 本規約は平成23年 6 月14日より施行する。

沿革 昭和35年 4 月19日作成
昭和38年 5 月11日改正
昭和42年 5 月 1 日改正
昭和44年 4 月25日改正
昭和49年 5 月14日改正
昭和51年 5 月14日改正
昭和53年 4 月24日改正
昭和54年 4 月30日改正
昭和57年 4 月26日改正
昭和62年 4 月25日改正
平成 5 年 6 月 5 日改正（平成 6 年施行）
平成 6 年 4 月27日改正
平成12年 6 月 2 日改正
平成17年 6 月 3 日改正
平成20年 7 月31日改正
平成23年 6 月14日改正

日本看護連盟規約細則

目 的

第1条 この細則は規約第37条により会務を執行するために必要な事項を定める。

第 1 章 会 員

住所の変更

第2条 会員が住所又は勤務先を変更したときは、所属していた都道府県看護連盟に届け出なければならない。届け出を受けた都道府県看護連盟は、新都道府県看護連盟及び日本看護連盟に変更届を提出するものとする。

記載及び登録の抹消

第3条 所属都道府県看護連盟は、会員から住所又は勤務先の変更届が提出されたら、会員名簿より変更または抹消するものとする。会員を受け入れた都道府県看護連盟は、新たに会員名簿に氏名等を登録するものとする。

第 2 章 会 費

会費の額

第4条 会費は年額5,000円とし、都道府県看護連盟を経由して日本看護連盟に納入するものとする。

納付期日

第5条 会費は翌年度分を2月20日までに都道府県看護連盟を

經由して納入するものとする。但し、新入会者の会費納入期日はこの限りではない。

納付会費

第6条 一旦納入した会費は理由を問わず返還しない。

第3章 扶 助

補 償 額

第7条 規約第36条により正会員・特別会員が死亡した時は、一律100万円とする。負傷、罹病、その他の事故については最高額50万円とする。

予 算

第8条 日本看護連盟の一般会計ならびに別途募金によりこれにあてる。

給付の決定

第9条 役員会において決定する。

手 続

第10条 申請書に医師の診断書を添え、都道府県看護連盟会長を經由して日本看護連盟会長に提出する。

給付の制限

第11条 故意に給付の理由を生じさせたときは、役員会において当該給付を行わないことができる。

附 則

第1条 本規約は平成23年6月14日より施行する。